

180 日を超える入院に関する 選定療養費について

健康保険法の規定により、入院医療の必要性が低い患者様の事情等により長期（180 日を超える）にわたり入院される場合、患者様の自己の選択に係わるものとして、入院料の 15%相当を選定療養費として自己負担していただくとなります。

1 日につき 2,412 円（税込）

《180 日を超える入院とは》

同じ病気での入院期間が通算で 180 日を超える場合が対象となります。
他医療機関の入院期間も通算して加算されます。

ただし、医療機関を退院した後、①別の病気で入院した場合、②退院してから 3 ヶ月以上入院しなかった場合、③介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に 3 ヶ月以上入所（入院）していた場合、④以前の病気が治癒した場合、⑤D P C 入院期間などは、以前の入院期間に加算されません。

また、難病や重症等の患者様については、選定療養費制度の対象とはなりません。

《入院期間の確認と退院証明書の提出について》

入院時に、過去 3 ヶ月以内の他医療機関での入院歴について確認させていただきます。

尚、以前の退院に際して「退院証明書」が発行されている場合はご提出をお願いします。